

国王尚貞の、赴京の官員を接回するため都通事鄭明良等を遣わす執照（一六九二、一〇、八）

琉球国中山王尚（貞）、進貢の官員を接回する事の為にす。

照得するに、康熙二十九年（一六九〇）冬、特に耳目官温允傑・

正議大夫金元達等を遣わし、水梢を率領して船二隻を駕し閩に来り、表章・方物を齎捧せしむ。已經に福建等処承宣布政使司に移咨し、起送して進京し聖禧を叩祝す。進京の官伴及び存留の官伴を除く外、所有の両船の員役は仍お原船に坐して本年夏汛に摘回せり。今、旧例に遵い入覲の官伴は船を撥して接回し、久しく閩の地に滞りて以て天朝の糜餼を糜すに至らず。此の為に、特に都通事鄭明良等を遣わし、水梢共に八十四員名を率領して海船一隻に坐駕し、前来して皇上の勅書併びに欽賜の御物、同じく貢使温允傑等を迎接せしむ。

茲に所扱りて差去する員役は、並びに文憑無くば誠に所在の官軍の阻留して便ならざるを恐る。此の為に理として合に執照を給発して以て通行に便ならしむべし。今、王府、義字第五十一号半印勅合執照を給して存留通事梁鏞等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の閩津及び沿海巡哨の官軍の驗実^もに遇わば、即便に放行し、留難し遅悞して便ならざるを得しむる母れ。須らく執照に至るべき者なり。

計開

都通事一員 鄭明良 人伴五名

使者二員 雍克寬 召弘祚 人伴八名

存留通事一員 梁鏞 人伴五名

管船夥長・直庫二名 陳其瀾 丙起才

水梢共に六十名

康熙三十年（一六九二）十月初八日給す

右の執照は存留通事梁鏞等に付し、此れに准ぜしむ

注（一）梁鏞 一六六三—一七〇二年。国吉親雲上。久米村呉江梁氏

（亀嶋家）十世。王命を奉じ中国に六年間学ぶ。都通事に任じ、座敷に陞る（『家譜（二）』七六八頁）。

1-35-17

国王尚貞の、進貢と官生の帰国に謝恩するため耳目官馬廷器等を遣わす執照（一六九二、一〇、二五）

琉球国中山王尚（貞）、進貢兼謝恩の事の為にす。

照得するに、敝国、旨の兩年一貢を奉じ敢えて期を愆えず。茲に康熙三十一年（一六九二）は貢に当るの期なれば、旨に遵いて海螺殼の進ずるを免ぜらるるを除く外、旧例に仍照して虔んで熟